

小水力等発電導入可能性調査業務

プロポーザル実施要領

小 出 地 区

小出地区 小水力等発電導入可能性調査業務プロポーザル実施要領

1. 調査者選定の趣旨及び目的

近年、再生可能エネルギーの導入促進が重要となっている中、広瀬桃木両用水土地改良区（以下「本土地改良区」という。）が有する農業用水を活用し、小水力等発電施設の導入に向けた可能性の有無についての調査を行うものです。

以上の事を踏まえ、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により、小水力等発電の導入可能性調査者を選定するものです。

2. 業務の概要

- (1) 事業名：再生可能エネルギー導入支援事業
- (2) 業務名：小出地区 小水力等発電導入可能性調査業務
- (3) 業務場所：前橋市上小出町二丁目地内
(群馬県企業局小出發電所地内)
- (4) 業務内容：小水力等発電導入可能性調査
(詳細は、小出地区 小水力等発電導入可能性調査業務委託仕様書による)
- (5) 履行期限：契約締結日の翌日から平成30年12月21日まで
- (6) 委託料：金2,000,000円（限度額・税抜き）

3. 選考方式

- (1) 調査者の選定にあたっては、広瀬桃木両用水土地改良区契約業者指名委員会（以下「委員会」という。）において審査を行います。
- (2) 委員会では、参加表明書等の提出者の中から、技術提案書を提出した者から技術提案書及びヒアリングに基づき、最優秀者1者を選定します。

4. 事務局

広瀬桃木両用水土地改良区
〒371-0034 前橋市昭和町一丁目2-7
電話 027-231-2090 F A X 027-235-5422
メールアドレス n.satori@koutou-t.jp

5. スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりです。(変更になることもあります。)

	項目	期間
の 参 加 表 明 書 の 提 出	本実施要領の及び資料の配布	平成30年6月11日（月）から 平成30年6月22日（金）まで
	参加表明書等の受付	平成30年6月25日（月）から 平成30年7月6日（金）まで

	項 目	期 間
技術提案書の提出	質問書の受付	平成 30 年 7 月 9 日 (月) から 平成 30 年 7 月 20 日 (金) まで
	質問書の回答	平成 30 年 7 月 25 日 (水)
	技術提案書の受付	平成 30 年 7 月 9 日 (月) から 平成 30 年 8 月 31 日 (金) まで
	技術提案書の審査 ヒアリングの実施 (必要に応じて)	平成 30 年 9 月上旬
	選定結果の発表	平成 30 年 9 月中旬
	見積書の提出及び契約	平成 30 年 9 月中旬

6. 実施要領等の配布

(1) 資 料 名

小出地区 小水力等発電導入可能性調査業務プロポーザル実施要領。

(2) 配 付 日 時

平成 30 年 6 月 11 日 (月) から平成 30 年 6 月 22 日 (金) まで

ただし、土曜、日曜、祝日は除く。配付時間は、午前 9 時から午後 4 時まで。

(3) 配付場所

プロポーザルに係る書類等は、事務局において参加者 1 名につき各 1 部を配布する。

7. 参加資格要件

プロポーザルに参加する者 (以下「参加者」という。) は次に掲げるいずれかにも該当する企業であること。

(1) 参 加 資 格

ア 本土地改良区における設計コンサルタント業務に係る入札参加有資格者であること。

イ 公告日現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分をうけていないこと。

ウ 公告日現在において、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者 (更生手続き開始の決定を受けたものを除く。) であること。

エ 公告日現在において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者 (更生手続き開始の決定を受けたものを除く。) であること。

(2) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合。
- ウ 実施要領の規定に違反すると理事長が認めた場合。
- エ 提出書類に虚偽の記載があるもの。(契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。

- ア 参加表明書(様式 1)
- イ グループ構成企業、協力企業及び役割分担表(様式 2)

(2) 参加表明書等の提出方法

ア 提出部数

参加表明書(様式 1) 1部

グループ構成企業、協力企業及び役割分担表(様式 2) 1部

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送としてください。郵送の場合は受付期限までに必着とします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に「提出書類受領確認書」をお渡しします。郵送の場合は、到着次第「提出書類受領確認書」を郵送いたします。

エ 受付期間

平成30年6月25日(月)から平成30年7月6日(金)まで

ただし、土曜、日曜、祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで。

オ 提出場所

広瀬桃木両用水土地改良区

9. 技術提案書の提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。

- ア 技術提案書(様式 3)
- イ 技術提案資料
 - ① 調査工程計画(任意様式 A4判)
 - ② 業務実施方針等(様式 4)
 - ③ 小水力発電についての技術提案(任意様式 A4判)

④ 参考見積書（任意様式 A4判）

(2) 書類の提出方法

ア 提出部数

- ① 技術提案書 1部
- ② 技術提案資料 10組（複写可）

※ 技術提案資料は「技術提案資料」と記載した表紙をつけて、上記（1）イの①～③を1組として、左上部をホチキス留めしてください。

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送としてください。郵送の場合には、配達証明付書留便とし、受付期限までに必着とします。

ウ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に「提出書類受領確認書」をお渡しします。郵送の場合は、到着次第「提出書類受領確認書」を郵送いたします。

エ 受付期間

平成30年7月9日（月）から平成30年8月31日（金）まで
ただし、土曜、日曜、祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで。

オ 提出場所

広瀬桃木両用水土地改良区

(3) 提出資料の記入上の留意事項

ア 技術提案書（様式 3）

代表者印を押印の上、提出してください。

イ 技術提案資料

- ① 調査工程計画（任意様式 A4判）
- ② 業務実施方針等（様式 4）

業務の実施方針として、調査業務の進め方（取組方針、品質確保など）業務実施体制の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記述してください。

- ③ 小水力発電についての技術提案（任意様式 A4判）

技術提案は次のテーマについての提案をしてください。

i) 発電計画（1/2,500 精度）

- ・取水方式
- ・水圧管路
- ・発電所基礎・建屋
- ・水車形式
- ・発電所制御・保護装置
- ・監視方式・監視項目

発電計画においては、県内企業での調達を考慮するものとする。

また、手続きや関係法令上の留意点についても調査する。

ii) 導入に向けた取り組み

導入に向けた取り組みに対する検討として、次の事項を実施する。

- ・小水力発電の導入によって生まれる付加価値等の把握及び整理と活用方法
- ・小水力発電の導入の妨げとなる課題（社会的要因含む）を解決する諸施策
- ・小水力発電事業の魅力、付加価値、採算性

④ 参考見積書（任意様式 A4判）

本件業務に係る見積金額を税込で記入してください。

(3) ヒアリング（必要に応じて行います。）

- ア 原則非公開で行うものとします。
- イ 会場、日時、留意事項については、後日通知いたします。

(4) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式 5）により電子メールにて事務局へ送付してください。
なお、電子メール以外では受付はできません。

イ 質問書の受付期間

平成 30 年 7 月 9 日（月）から平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 5 時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書を取りまとめ、技術提案書提出者
全員に対し、平成 30 年 7 月 25 日（水）に電子メールにて回答します。

10. 評価結果の公表及び通知

審査の結果は広瀬桃木両用水土地改良区のホームページで公開するほか、技術提案書
を提出したすべての参加者に対し、郵送にて書面で通知します。

11. 調査業務契約

(1) 契約の締結

本土地改良区は、最も優れた提案者と契約の交渉を行います。この手続きに参加し
た者が、契約締結までの間に、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受
けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合、次点者を契約の交渉、見積
書徴取の相手方とするものとします。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る調査業務には、次の業務内容が含まれるとします。

- ア 発電使用水量と発電形式の検討
- イ 取水位、放水位落差の検討
- ウ 発電規模及び電力量の算定
- エ 工事数量及び事業費の概算
- オ 経済性の検討
- カ 計画図作成

- キ 諸計算
- ク 報告書の作成
- (3) 履行期間
契約日の翌日から平成30年12月21日(金)まで
- (4) 契約者
広瀬桃木両用水土地改良区理事長 西村 眞三郎
- (5) 契約書の作成要否
要します。

12. その他

- (1) 辞退について
技術提案書の提出を要請された者が、これを辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、平成30年8月10日(金)までに事務局まで、持参又は郵送してください。
なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注時に不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 費用負担
技術提案に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (3) 提出資料の差し替え等
提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めません。
- (4) 提出資料の取扱い
 - ア 提出された参加表明書等は返却いたしません。
 - イ 契約候補者に選定されなかった者の技術提案書は、提出者の希望がある場合は返却します。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書に記入してください。記入がない場合は、返却希望がないものとします。
 - ウ 評価の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。